

平成27年度 茨城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度茨城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数	271事業所
(2) 年 間 総 給 水 量	326,147,724m ³
(3) 1 日 平 均 給 水 量	891,114m ³
(4) 建 設 改 良 費	
那珂川工業用水道事業	337,629千円
鹿島工業用水道事業	1,737,932千円
県西広域工業用水道事業	1,473,089千円
県南広域工業用水道事業	240,609千円
県央広域工業用水道事業	563,634千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事 業 収 益	15,748,892千円
第1項 営 業 収 益	14,223,284千円
第2項 営 業 外 収 益	1,517,399千円
第3項 特 別 利 益	8,209千円
支 出	
第1款 事 業 費 用	11,176,243千円
第1項 営 業 費 用	10,062,304千円
第2項 営 業 外 費 用	1,089,795千円
第3項 特 別 損 失	14,144千円
第4項 予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,544,017千円は、過年度分損益勘定留保資金2,167,171千円、当年度分損益勘定留保資金3,401,969千円、当年度分消費税等資本的収支調整額253,944千円及び減債積立金2,720,933千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	6,142,363千円
第1項 国 庫 補 助 金	283,300千円
第2項 企 業 債	4,710,200千円
第3項 負 担 金	264,271千円

第4項 基金繰入金	429,161千円
第5項 長期借入金	455,431千円
支 出	
第1款 資本的支出	14,686,380千円
第1項 建設改良費	4,352,893千円
第2項 資産購入費	4,841千円
第3項 償 還 金	9,633,559千円
第4項 補助金返還金	91,232千円
第5項 基金積立金	603,855千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県西広域工業用水道建設事業工事請負契約	平成28年度	85,925 ^{千円}

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工業用水道事業	4,710,200 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 761,295千円

(2) 交 際 費 322千円

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち2,213,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

減 債 積 立 金 2,213,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、191,000千円と定める。